

令和7年度箕面市国保ヘルスアップ事業業務仕様書
(生活習慣病治療中断者、糖尿病性腎症重症化予防等)

1. 業務の名称

令和7年度箕面市国保ヘルスアップ事業業務（生活習慣病治療中断者、糖尿病性腎症重症化予防等）

2. 業務の概要

本業務は、箕面市国民健康保険における被保険者の健康保持増進と医療費の適正化を図るため、特定健診の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用し、保健事業運営の基礎となるデータベースを作成するものとする。またそのデータベースを活用して、事業の効果的・効率的な実施のため、各事業の対象者を適切かつ優先順位をつけ抽出した上で、保健事業を実施し、被保険者の健康の維持と増進をめざす。

3. 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで。

4. 提供データ

発注者は受注者に契約後ただちに以下のデータを提供する。なお、下記データの他、事業の実施において必要となるデータについては、発注者と受注者が協議して定める。

(1) レセプトデータ

医科・調剤のレセ電コード情報ファイルCSVデータで、厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則ったものとし、対象期間は、対象者抽出用として令和5年4月診療分～令和7年3月診療分の24か月分とする。

- ・ 医科 . . . 「21_RECODEINFO_MED.CSV」
- ・ D P C . . . 「22_RECODEINFO_DPC.CSV」

- ・調剤 . . . 「24_RECODEINFO_PHA. CSV」

尚、効果測定用として事業実施後の3か月から4か月のレセプトデータを提供する予定である。

(2) 健康診査データ

対象期間は対象者抽出用として令和4年度～令和6年度の3か年度分とする。

- ・健康診査受診者CSVファイル . . . 「FKAC131」
- ・健康診査結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル . . . 「FKAC163」
- ・健康診査結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル . . . 「FKAC164」
- ・保健指導情報CSVファイル . . . 「FKAC165」

(3) 医療機関リスト

発注者が個別健診実施先として契約している医療機関一覧を電子データ（Excel形式）で提供する。なお、医療機関一覧データは、医療機関コード及び医療機関名が収載されたものとし、発注者は受注者の定める様式で提供するものとする。

(4) 被保険者マスタ

- ・国保総合システム 特定健診等被保険者データ . . . 「KD_IF015」

(5) 国保データベース（KDB）システム出力情報

- ・介護認定データ
…対象期間は対象者抽出用として令和6年度分の1年度分とする
- ・KDBシステム出力帳票_要介護（支援）者突合状況CSVファイル

5. 業務内容

4. に定めるデータ等（以下、「レセプト等データ」という。）を用いた精度の高いデータベース（以下、「データベース」という。）を構築する。

(1) データベースの構築

受注者は、発注者より提供されたレセプト等データを活用して、次の条件をすべて満たしたデータベースを構築する。

ア 傷病名や薬剤（禁忌情報を含めた薬剤データベース）、及び診療行為をマスタ情報として整備し、必要に応じてメンテナンスする体制を自社内に構築し、契約期間におけるデータベースを常に最新情報に更新された状態に維持すること。

イ 受注者は、最新情報に更新されたマスタ情報を基にデータベースの構築を行うこと。

ウ レセプトに記載された主傷病名診療行為を正しく結びつけ、厚生労働省の指針に基づいたデータベースの構築とすること。

エ データベースが仕様書に準拠して構築されているか検証することを目的として、構築したデータベースの内容について本市が開示を求めた場合に、受注者は提供すること。

（２） 保健事業にかかる現状分析

５．（１）のデータベースを用いて、医療費の全体像、及び医療費の負担が大きい疾病を明確にするとともに、保健事業の検討に資するべく、本市が指定する各保健事業の対象となる潜在人数等を分析する。なお、分析は以下の項目を網羅した内容とする。

ア 医療費分析

（ア） 医療費の３要素（受診率、レセプト１件当たり受診日数、受診１日当たり医療費）

（イ） 全体の医療費、患者数及びレセプト件数

（ウ） 高額レセプト（５万点以上）の件数、医療費及び疾病傾向

（エ） 疾病別（大分類・中分類）の医療費、患者数及びレセプト件数

（オ） 健康診査データ分析（有所見者割合、質問別回答状況等）

（カ） 骨折予防・骨粗鬆症重症化予防に係る分析

（キ） 要介護度別分析（医療費及び疾病傾向）

※患者数の算出については、対象期間内における医療機関受診状況を解析し、診療行為を確認したうえで、治療中と判断できる場合に限り集計するものとする。

イ 保健事業ポテンシャル分析

（ア） 健康診査データ及びレセプトデータによる保健指導対象者群分析

- (イ) 健診異常値放置者に係る分析
- (ウ) 生活習慣病治療中断者に係る分析
- (エ) 糖尿病性腎症重症化予防（人工透析予防）に係る分析
- (オ) 受診行動適正化（重複服薬）に係る分析
- (カ) ジェネリック医薬品普及促進に係る分析
- (キ) 多剤投与（ポリファーマシー）に係る分析

(3) 生活習慣病治療中断者への受診勧奨業務

①生活習慣病治療中断者の抽出

5. (1) のデータベースを用いて、令和6年4月～令和7年3月の1年間のレセプトデータから、生活習慣病の治療を中断していると判定できる者を対象とする。抽出の仕方は、対象者の治療中の行動パターン（例：毎月受診している、2～3か月間隔での受診等）を分析した上で、直近のレセプトでその行動パターンから治療中断していると判定される者を対象者として選定するものとする。尚、がん、精神疾患、難病患者は受診勧奨対象からは除外するものとする。

②生活習慣病治療中断者リストの作成

候補者リストに掲載する必要情報は以下のとおりとする。

- ・個人情報部分（記号・番号・氏名・カナ氏名・性別・生年月日・郵便番号・住所等）
- ・個別健診対応機関への受診の有無及び当該医療機関名
- ・個別健診対応機関における検査受診状況
- ・医療機関における投薬の有無
- ・受診間隔のパターンと中断時期

③治療中断者リストの確定

発注者は、前項②のリストに基づき、受診勧奨に適さない対象者を除外し、最終的に決定した受診勧奨対象者リストを受注者に提供する。あわせて電話番号情報を付加し受注者に提供する。

④通知書による受診勧奨

ア 予定数量

100通を上限とする

イ 実施回数（時期）

1回（令和7年9月予定）

ウ 通知書の内容

通知書の内容は、なぜ医療機関受診が必要なのか、生活習慣病を放置するとどのようなリスクがあるか等についてわかりやすくまとめたものとする。

エ 通知書の様式

A4 両面1枚、カラー印刷

オ 通知書の宛名印字

対象者の郵便番号、宛先、宛名は、発注者の4.の提供データの情報を基に受注者が差込印刷するものとする。ただし、発注者にて外字フォントファイルの提供が難しい場合は、氏名はカナ氏名を記載する等、受注者と協議のうえ決定するものとする。

カ 通知書の校正

受注者は、通知書のデザイン案を発注者に提供し、発注者は、校正の確認を行う。なお、校正は最大3回とし、受注者は発注者の要望による修正を行うものとする。

キ 通知書の封入・封緘

通知書用の窓空き封筒は受注者が用意する。その封筒に作成した通知書を封入・封緘し、受注者より被保険者へ発送する。

ク 通知書（副）納品

受注者は、通知書発送後速やかに、発注者に対し対象者に送付した通知書（副）を納品する。

⑤通知者への電話勧奨業務

ア ④の到着確認と電話勧奨を行う。

イ 電話勧奨は、生活習慣病の臨床経験、栄養管理等に携わった現場経験豊富な保健師・看護師・管理栄養士等が実施するものとする。

ウ 架電は本人に電話が繋がるまで、曜日と日時を変えて3回実施する。電話が不通の場合も1回実施したとみなす。また架電した日時を記録して報告する。

エ 中断者に対してなぜ治療を中断しているのかヒアリングし、生活習慣病の治療を中断す

るとどのようなリスクがあるか説明し、治療再開を促す。

オ 実施件数は100件を上限とする

⑥電話勧奨実績報告

架電日、時間、ヒアリング内容を簡潔にまとめた一覧表を作成し、そのリストを実績報告として納品する。

⑦効果測定報告書の作成

通知書発送・電話勧奨後に発生するレセプト（3か月から4か月分を想定）を用いて効果の検証をする。レセプトの処理については5.（1）に記載のとおりとし、勧奨対象者の医療機関受診状況を確認し、報告書を作成し、納品する。

（4）糖尿病性腎症重症化予防業務

●糖尿病性腎症重症化予防

①糖尿病性腎症重症化予防指導候補者の抽出、リストの作成

5.（1）のデータベースを用いて、糖尿病性腎症患者のうち比較的早期に人工透析への移行が疑われる被保険者（※）を抽出、保健指導を実施するうえで効果が高い対象者を特定した候補者リストを作成し、発注者へ提供する。なお、がん・難病・精神疾患・認知症等の保健指導対象者として適さない可能性のある被保険者について、受注者にて予め除外するものとする。その後、発注者が追加で対象除外等の調整をし、保健指導候補者リストを完成させる。年齢上限については、発注者と受注者協議のうえ決定するものとする。保健指導候補者は250人を想定している。

（※）糖尿病性腎症患者のうち比較的早期に人工透析への移行が疑われる被保険者とは、糖尿病性腎症病期分類の第3期（顕性腎症期）、第4期（腎不全期）等の患者で、保健指導をすることで人工透析への移行を遅延することが可能である患者とする。なお、発注者が腎症患者の全体像を把握するため、該当者リストについては、第2期（腎症前期）から第4期までの患者を抽出すること。

②保健指導候補者への参加案内文書等の送付

保健指導趣旨説明の通知文書、参加確認書主治医が記入する「生活指導確認書」等を作成し、内容は発注者の承諾を受けたものとする。発注者が提供する封筒（返信用封筒を含む）を使用し、「生活指導確認書」を除く参加案内文書等を保健指導候補者へ送付する。「生活指導確

認書」については、発注者から主治医へ作成及び返送を依頼する。

③電話による参加勧奨の実施

参加案内文書等を送付した保健指導候補者に対して電話による参加勧奨を行い、候補者本人の「参加同意書」の返送を依頼する。保健指導候補者からの「参加同意書」と主治医からの「生活指導確認書」の提出があった保健指導候補者を保健指導対象者とする。保健指導候補者の電話番号は発注者より提供するものとする。電話による参加勧奨については、候補者本人に電話が繋がるまで、曜日や時間を変えて少なくとも3回は架電することとし、指導対象者が定員に達するよう努めることとする。電話が不通の場合も1回実施したとみなす。

④電話による電話指導の実施

候補者本人が参加に同意しない場合は、電話による参加勧奨を保健指導・健康相談（以下、「電話指導」という。）に移行させ、現在の症状や不安に思うこと、医療機関受診状況等を確認したうえで、運動・食事等の生活習慣に係る指導・助言を行うこととする。電話による保健指導対象者は20人を想定している。

⑤指導対象者の確定

発注者に到着した「参加同意書」、「生活指導確認書」等（以下、「保健指導対象者情報」という。）は、発注者より受注者へ送付する。受注者は、発注者より提供を受けた保健指導対象者情報を基に、保健指導に必要な項目をデータ入力し、保健指導対象者リスト（確定版）を作成する。当該対象者リストは、氏名、フリガナ、電話番号、性別、生年月日、郵便番号、住所、連絡希望時間帯、検査データ、主治医名、医療機関名、医療機関住所等を盛り込んだ内容とする。

⑥指導の開始、指導人数

保健指導対象者が確定後、面談日等が決まれば順次保健指導を開始する。保健指導対象者は20人を想定している。なお、本業務に係る保健指導対象者の自己負担額は無料とする。

⑦指導員について

ア 指導に際し、対象者数に見合った専門人材を配置すること。かつ、派遣社員の委託契約または業務委託ではなく、直接雇用の社員で糖尿病及び慢性腎臓病の病態や治療方法について、指導に必要な知識・技術を取得したものを配置すること。保健指導の効果を確保するため、保健指導の実施者は、保健師、看護師、管理栄養士、栄養士または薬剤師であり、糖尿病性腎症重症化予防のための社内研修、専門医による講習等により保健指導を行う知

識及び技術を習得した者とする。

イ 指導の開始から終了まで、同一の専門職が担当することを原則とする。やむを得ず担当を変更する場合は、発注者に報告し承認を得ること。

⑧保健指導の内容

ア 参加者に対して、1時間程度の面談による指導を2回以上、30分程度の架電等による指導を4回以上行い、参加者の行動変容を促し、生活習慣の改善を図る。

なお、保健指導の期間は、指導の開始から約6か月間とするが、本市と協議の上、委託料の範囲内において実施回数を変更することができる。

イ ICTを活用した遠隔面接等の保健指導のニーズが高まっていることから、面談による指導はオンラインによる遠隔面談（以下、「オンライン面談」という。）が望ましい。オンライン面談の場合は、受注者はオンライン面談用の通信機器（タブレット端末等）と操作マニュアルを準備し、対象者の自宅へ送付するものとする。ただし、対象者が既に所有している使い慣れた通信機器の使用を希望した場合は、それを使用する。対象者が自宅ではなく市役所等を面談場所として希望する場合は、通信機器は受注者から発注者へ操作マニュアルとともに送付し、発注者が面談場所を無償で提供するものとする。対面とする場合の面談方法等については、発注者と受注者協議のうえ決定するものとする。

ウ 主な指導内容は、①身体機能 ②認知機能 ③心理状態 ④栄養状態 ⑤薬剤 ⑥社会・経済状況などを評価する総合機能評価を行ったうえで、対象者に応じた目標を設定し、主治医が記入した「生活指導確認書」に沿った食事指導、運動指導、服薬指導、ストレスマネジメント、血糖管理及びフットケア等を行う。

エ テキスト及び自己管理手帳等を保健指導の教材として使用する。

オ 保健指導対象者が提出した検査結果等により指導対象外となった場合は、その対応については発注者と受注者が協議のうえ決定する。ただし、認知機能障害や身体機能障害、視覚・聴覚障害等により意思疎通が困難なものにおいては、主たる介護者（家族等）がおり、主治医がプログラム可能と判断したものは対象とすることがある。

カ 各保健指導対象者への月々の保健指導（面談のみ）の実施状況については、各主治医に対して、保健指導実施月の翌月に指導内容を書面にて受注者より報告することとする。

キ 受注者は、発注者に対して、保健指導の実施状況及び結果を報告書としてまとめ、全業

務完了後から2か月以内に最終報告書（1回）を提出する。

●糖尿病性腎症重症化予防フォローアップ支援業務

- ① 発注者が提供する令和6年度保健指導修了者に対して、案内文書を送付し、電話によるフォローアップ支援の実施について、事前に了解を得るものとする。なお、案内文書の作成、印刷、封入、封緘、及び送付に係る業務は委託料に含めることとし、送付用封筒及び返信用封筒は本市が準備する封筒を使用する。保健指導修了者は18人を想定している。
- ② 令和6年度保健指導修了者のうち、返信用封筒にて本業務への同意が得られた者を事業対象者とする。なお、返信用封筒は発注者にてとりまとめ、適正な方法で受注者に提供するものとする。
- ③ 事業対象者に電話によるフォローアップ支援を行う。
- ④ フォローアップ支援の実施時期及び回数は、事業対象者ごとに、令和6年度のプログラム修了日から6か月以上経過後に1回実施とする。
- ⑤ フォローアップ支援に要する時間は、1回当たり30分程度とする。
- ⑥ フォローアップ支援の内容は、自己管理状況の確認、検査データの分析、知識の確認及び質疑応答等とする。
- ⑦ 事業対象者から質問または相談がある場合は、対応可能な時間内で自由に受け付けるものとする。
- ⑧ 全ての事業対象者への支援完了月を基準として2か月以内に業務報告書（1回）を提出するものとする。

(5) 健康寿命延伸に向けた取り組み

①骨折・骨粗しょう症重症化予防業務

ア 対象者リストの作成

5. (1)のデータベースを用いて、骨粗しょう症治療をしている者及び治療中断していると思われる一次骨折予防対象者（骨粗しょう症重症化予防対象者）、二次骨折予防対象者（再骨折予防対象者）を抽出する。抽出にあたっては、骨折の既往歴・部位、骨粗しょう症の治療薬の投与状況と治療にかかる費用、骨粗しょう症以外の疾患の有無、健診時のBMIと

質問票の転倒歴・服薬数を確認する。対象期間は令和6年度4月診療分～令和7年度3月診療分とする。抽出後、骨折・骨粗しょう症重症化候補者リストを作成のうえ、発注者に提供する。

6. 成果物

次のものを成果品として提出すること。

(1) 現状分析

- ①現状分析報告書冊子(5部)
- ②現状分析報告書(電子データ(Excel形式及びPowerPoint形式))

(2) 生活習慣病治療中断者への受診勧奨業務

- ①治療中断者リスト(電子データ(Excel形式))
- ②通知者リスト(電子データ(Excel形式))
- ③通知書サンプルデータ(PDF形式)
- ④電話勧奨実績報告(電子データ(Excel形式))
- ⑤効果測定報告書(電子データ(Excel形式))

(3) 糖尿病性腎症重症化予防指導

- ①保健指導候補者リスト(Excel形式)
- ②保健指導対象者リスト(Excel形式)
- ③参加勧奨サンプルデータ(PDF形式)
- ④最終報告書(A4版カラー刷り印刷製本(1部)、及びPDF形式)

(4) 骨折・骨粗しょう症重症化予防業務

- ①骨折・骨粗しょう症重症化予防候補者リスト(Excel形式)

7. セキュリティ体制

個人情報の管理及び個人情報の安全管理措置について、受注者は、本委託業務において利用す

る個人情報を保持している間は、以下の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に発注者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (8) 個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏洩等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (11) 受注者は、本委託を受けた業務を行う場合においては、箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱（令和6年箕面市訓達第14号）と同様の安全管理措置を講ずること。

8. 受注者の条件

- (1) 過去5年以内に、診療報酬明細書（レセプト）の分析を行う主旨が仕様に含まれる委託契約において、社会保険事業団体又は官公庁での受託実績があること。
- (2) 保健師、看護師、管理栄養士、栄養士または薬剤師の資格を有するスタッフを雇用してい

ること。

- (3) 市町村国民健康保険でのレセプトを活用した保健事業の契約実績が10件以上あり、かつ本仕様書5に定める(3)～(6)と同様業務の令和4年度～令和6年度までの契約実績が、各10件以上あること。
- (4) 保健医療福祉分野のプライバシーマーク付与事業者であり、かつレセプト等データを取り扱う事業所、部署または施設が情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を取得していること。

9. その他

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、または本仕様書における業務の主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、第三者が行っても差し支えないと発注者が認めた業務で、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はその限りではない。
- (2) 本業務の遂行にあたり、発注者と随時連絡をとり、必要な場合に打ち合わせを行うものとする。本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、協議のうえ決定する。

以上